



# 振興事業計画の概要

2026年1月  
中小企業庁取引課

## 法目的

## 受託中小企業の振興

## 適用対象

### ①取引の内容

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

### ②規模要件

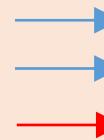
（製造業、建設業、運輸業その他）

委託

事業者

資本金が中小受託事業者より1円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い



中小受託事業者

資本金3億以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下

### ②規模要件

（サービス業）

委託

事業者

資本金が中小受託事業者より1円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い



中小受託事業者

資本金5千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下（個人含む）

## 具体的な措置

① 経済産業大臣が中小受託事業者と委託事業者とのるべき基準として「振興基準」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須（約8万社が宣言）。業界団体の自主行動計画（31業種・85団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言又は勧奨。

③ 調査、公表（例：価格交渉・転嫁等の状況の「発注者リスト」（発注側企業446社及び71の国の機関・地方公共団体）を公表）

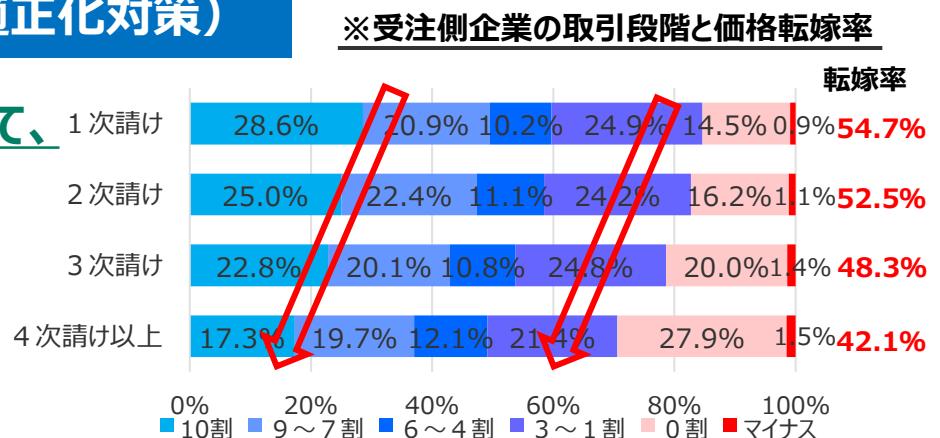
④ サプライチェーンの多段階にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

⑤ 国及び地方公共団体の責務、連携強化。

# 下請振興法の改正事項の概要① (多段階の事業者が連携した取組への支援)

## 課題① (サプライチェーンの深層における取引適正化対策)

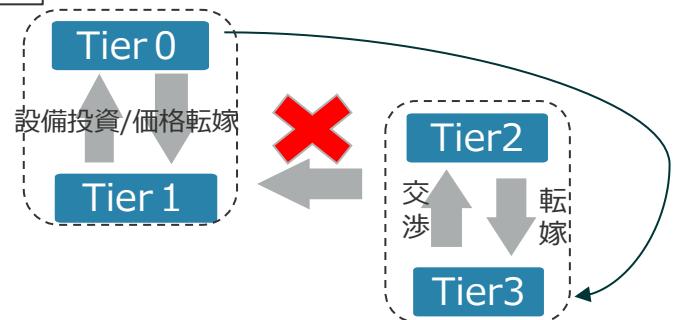
- サプライチェーンの取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。(価格交渉促進月間(2025年9月)結果)
- 直接の取引先を越えて、1つ先、「数次先の取引先まで含めて、価格交渉しない商習慣。



## 改正内容① (多段階の事業者が連携した取組への支援)

現行法

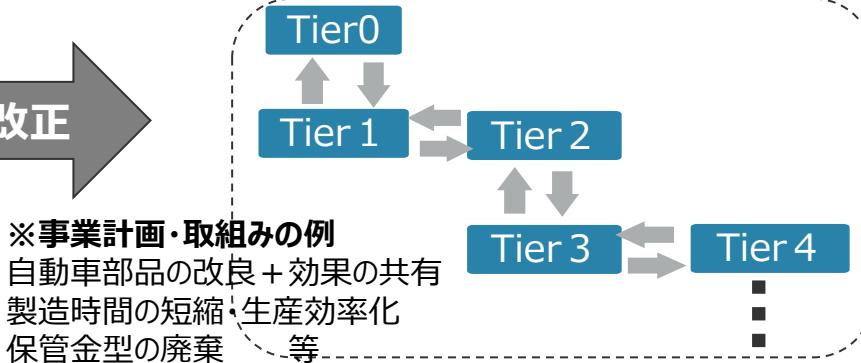
支援対象の事業計画は、直接の取引関係のみ



法改正

【第5条関係】

直接の取引関係に限らず支援可能に



- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。  
⇒ 直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すメッセージ

# 各事業計画の概要・比較

- 振興法には、3つの事業計画制度がある。

区分	振興事業計画	特定連携事業計画	受託中小企業取引機会創出事業計画
根拠条文	第5条	第8条	第15条
主体	委託事業者+中小受託事業者等（団体含む）	2者以上の特定中小受託事業者（+特定会社等）	委託→再委託を行う法人・個人（受託者）
目的	設備導入・技術向上・共同事業化による受託中小企業の振興	特定委託事業者依存からの脱却・新市場開拓	中小企業への取引機会創出（マッチング支援）
承認・認定	主務大臣の「承認」	主務大臣の「認定」	経済産業大臣の「認定」
関与する中小企業	一般の中小受託事業者	特定中小受託事業者（委託事業者への依存大）	受託中小企業取引機会創出事業者
金融支援制度	振興事業関連保証（信用保険法特例）	特定連携事業関連保証（信用保険法特例）	受託中小企業取引機会創出事業関連保証
保険金支払割合（てん補率）	最大80%（通常70%）	最大80%	最大80%
新事業開拓保険の限度額	上限2億円	上限4億円（最大6億円）【特例あり】	上限3億円（最大6億円）【特例あり】
保険料率	通常より優遇（例：0.41%）	同左	同左
投資育成支援	-	中小企業投資育成株式会社による株式引受け（第12条）	同左（第21条）
機関の協力	-	-	中小企業基盤整備機構（情報提供等）
報告義務	主務大臣による実施状況の報告徴収（第14条第1項）	同左（第14条第2項）	経産大臣による報告徴収（第17条）

- 委託事業者と中小受託事業者等が、**受託中小企業を振興する事業**について、その振興事業の実施に関する計画（**振興事業計画**）を作成し、主務大臣の承認を受けることができる制度。
- 振興事業を実施する際に必要な資金については、**保険の限度額の別枠化、低利融資等の支援措置**を受けることができる。

## ➤ 受託中小企業を振興する事業（振興事業） ※具体例は次ページ

- 委託事業者の発注分野の明確化
- 委託事業者の発注方法及び取引条件の改善
- 中小受託事業者の施設又は設備の導入
- 中小受託事業者の技術の向上
- 中小受託事業者の事業の共同化

※振興事業計画の必要記載事項  
・目標/内容  
・実施時期  
・必要な資金額/調達方法

## ➤ 支援制度

	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
振興事業関連保証(57)	承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小受託事業者たる中小企業者	「受託中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)	○振興事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41 特別小口 0.19% 流動資産担保 0.29%

## 0. 振興事業の目標

- ・生産性の向上：平均〇%の生産性向上
- ・製品の品質・性能の改善：製品の不良率□%減少

## 1. 委託事業者の発注分野の明確化

- ・何をどれだけ発注するかを計画策定時に明確に記載
- ・部品ごと、作業区分ごとに発注割合を明確化

## 2. 委託事業者の発注方法/取引条件の改善

- ・1年間の発注予定表を提示
- ・契約の長期化
- ・受注環境の悪化に対応した相互情報交換の促進
- ・納期、納入頻度の適正化
- ・発注の手続事務の円滑化
- ・対価決定方法の改善
- ・納品の検査方法の改善
- ・支給材の支給/設備等の貸与の方法の改善

## 3. 中小受託事業者の施設又は設備の導入

- ・プレス機の導入
- ・走行クレーンの導入
- ・工場増設
- ・共同駐車場の設置

## 4. 中小受託事業者の技術の向上

- ・専門家技術、量産技術の講習会の開催
- ・表彰

## 5. 中小受託事業者の事業の共同化

- ・共同研修センターの設置
- ・共同機械設備の設置
- ・共同組立工場の設置
- ・クレーン等の共同利用

参考

(振興事業計画)

第五条 **委託事業者及びその一若しくは二以上の中小受託事業者**（当該中小受託事業者から受託取引として製造委託等（二以上の段階にわたる製造委託等を含む。）を受けた者を含む。以下「関係中小受託事業者」という。）又はその構成員の大部分が当該委託事業者の関係中小受託事業者である事業協同組合その他の団体（以下「中小受託事業者等」という。）**は、当該委託事業者**（関係中小受託事業者であつて他の関係中小受託事業者に対し製造委託等を行うものを含む。）**の発注分野の明確化**、当該一若しくは二以上の関係中小受託事業者又は当該団体の構成員である当該委託事業者の関係中小受託事業者の**施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化**その他の受託中小企業の振興に関する事業（以下「振興事業」という。）**に関する計画**（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 振興事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 振興事業の目標及び内容
- 二 振興事業の実施時期
- 三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 委託事業者は、中小受託事業者等が振興事業計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、当該中小受託事業者等と協議し、振興事業計画の作成に協力しなければならない。

## (承認の基準)

第六条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

- 一 前条第二項第一号に掲げる事項が**振興基準に照らして適切なもの**であり、かつ、当該委託事業者及び中小受託事業者等がその事項を**達成するのに必要な適格性を有するもの**であること。
- 二 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項が当該振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 当該委託事業者から二以上の段階にわたる製造委託等が行われる場合において、その関係中小受託事業者であつて当該委託事業者の中小受託事業者以外の者が当該振興事業に参加するときは、当該関係中小受託事業者の先次の全ての関係中小受託事業者が当該振興事業に参加すること。
- 四 当該中小受託事業者等が前条第一項に規定する団体である場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
  - イ 当該団体の構成員が当該振興事業に参加することについて不當に差別されないものであること。
  - ロ 当該団体の構成員である中小受託事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

## (中小企業信用保険法の特例)

第十一条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、振興事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証（同項に規定する債務の保証にあつては、承認計画に従つて振興事業を実施する委託事業者（当該承認計画に従つて振興事業を実施する関係中小受託事業者であつて当該承認計画に従つて振興事業を実施する他の関係中小受託事業者の委託事業者であるもの及び第五条第一項の承認を受けた同項に規定する団体の構成員である関係中小受託事業者であつて当該団体の構成員である他の関係中小受託事業者の委託事業者であるものを含む。）に対する同法第三条の四第一項に規定する債権を担保として提供させるものに限る。）であつて、当該承認計画に従つて行われる振興事業に必要な資金に係るものという。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第十一条第一項に規定する振興事業関連保証（以下「振興事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第三条の四第一項	保険価額の合計額が	振興事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	振興事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	振興事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者